



2006年1月号

別冊付録 学校をよりよく理解するための教育学 (2)

■第2巻 教育の内容と方法 (1)

学事出版

第3部 第8章 セクシュアリティ

広瀬裕子

1 「セクシュアリティ」は何を問題とするのか

学校教育では性教育の領域で1970年代から使われはじめていた「セクシュアリティ」という概念は、1990年代の後半以後、再度、注目されるようになった。それは、学校教育の中でのセクシュアル・マイノリティ(性的少数者)の人権問題に関心が向けられるようになったからだ。同性愛者の子どもたち、性同一性障害の子どもたち、インターセックスの子どもたちへの対応が課題となっている。子どもたちだけでなく、教職員の人権としても取り上げられはじめています。

性の複雑さを反映して、「セクシュアリティ」はかなり広範な事柄をさす。PAHO(パン・アメリカン保健機構)とWHO(世界保健機構)とWAS(世界性科学会)からなる専門家によるワーキングチームは、2000年に「セクシュアル・ヘルスの推進 行動のための提言」をまとめ、その中でセクシュアリティを次のように説明している。

「セクシュアリティは、人間存在の中核次元を構成するもので、セックス、ジェンダー、セックス・アイデンティティ、ジェンダー・アイデンティティ、性的指向、エロティシズム、愛着の情、生殖を含意し、思想、空想、欲望、信念、態度、価値観、活動、習慣、役割、人間関係を通じて経験され、表現される。セクシュアリティは、生物学的、心理学的、社会経済的、文化的、倫理的、宗教(霊)的要素の相互作用として結果する。」

やや乱暴だが簡単にいえば、自分が女であったり(なかったり)、男であったり(なかったり)することに関連する経験や喜怒哀楽の仕方全体である(ただ、セクシュアリティはジェンダーとは違った領域でも経験されるので、必ずしも男女ということに関わるものでもない)。私たちが人間として充足して満足して生きることができるかどうかは、この経験や喜怒哀楽と大きく関わる。

セクシュアリティという概念は、学校教育の中でどのように問題となるのだろうか。これは、次の三つの局面で考えることができる。第1は性教育、第2はセクシュアル・マイノリティの人権、第3は価値観の教育である。第1の性教育は、セクシュアリティを正面から扱う教育であり、第2のセクシュアル・マイノリティの人権は、セクシュアリティの教育の領域で新しく提起されている問題であり、第3の価値観の教育は、学校教育が行っている(行うべき)セクシュアリティの教育の基本的な性格についての話題である。(第1の性教育については、「性教育」の項を参照されたい。)

## 2 セクシュアル・マイノリティとは

セクシュアリティの顕われ方が原因で社会的不利益を被っている人々を、セクシュアル・マイノリティ(性的少数者)という。

なぜセクシュアル・マイノリティが不利益を被るのか。それは私たちの社会が、セクシュアリティに関して2種類の間しか想定していないからである。すなわち次の2つである。

第1種類、性染色体がxxであり、体内の生殖器が子宮と卵巣であり、外性器がワジナとクリトリスであり、周囲の人はその人を女性と判断して、その人は自分自身を女性として自己認識し、男性を恋愛の対象とする人。

第2種類、性染色体がxyであり、体内の生殖器が前立腺と精巣であり、外性器がペニスであり、周囲の人はその人を男性と判断して、その人は自分自身を男性として自己認識し、女性を恋愛の対象とする人。

この2種類以外の人々が、セクシュアル・マイノリティと総称されている。要素のセットがこの2種類以外にも多様にあることは、ここ数十年の調査研究によって明らかになっている。性分化はデジタルではなくアナログ的な変化のプロセスだからである。

厳格な数字を得ることは難しいのだが、目安とするために数字の一例を挙げてみる。同性愛者は全人口の3%前後という数字がよく紹介される。性同一性障害は、成人男性で24000~37000人にひとり、成人女もう少し少なく、両者合わせて日本国内には数千人が存在すると考えられている。インターセックスは全新生児の約1%、性判定の判別ができない曖昧な場合は1500人にひとりと推計されている。30人学級の規模で考えると、各クラスに一人、生徒数1000人規模の高等学校なら全校で30人以上の同性愛者の児童・生徒がいることになる。

「同性愛」というのは、セクシュアル・オリエンテーション(性的指向)すなわち恋愛感情の向き方が同性に向くことをいう。性的指向が異性に向くことは「異性愛」という。日常生活で同性愛者が見えにくいのは、数の上で異性愛者が圧倒的に多いからというだけでなく、多くの同性愛者が自分が同性愛者であることを隠して生きているからでもある。性的指向は基本的には外見では分からない。

「性同一性障害」というのは、身体の性別(通常は外性器の形状)と本人が自覚する心の性別(「性自認」)が一致していない状態をいう。「治療」の経験の蓄積から、心の性別を変えることはほぼ不可能に近いことが分かっているので、身体と心の性別の両者を一致させるには身体の方を変更する方法がとられている。日本では1964年に行われた手術が違法であるとされて以来、性転換手術(性別適合手術)の実施は自粛されていた。30年以上のブラ

ンクを経て1998年に埼玉医科大学が周到な準備を経て手術の再開に踏み切った。それまで「性転換手術」はともすると下ネタ的な扱いがされており、手術を求める人は「変態」扱いされた。1998年の手術再開をマスコミがまじめに取り扱ったこともあり、「性転換手術」は風俗の話題から医学の話題に移行した。この報道をきっかけに、体の性と心の性の不一致の事実が知られるようになり、性同一性障害という言葉が市民権を得た。

「インターセックス」というのは、身体の性器や生殖器の特徴が、「通常」の女性器の特徴、男性器の特徴と異なっている状態である。例えば、外性器でいえば、一見しただけでは男女の見分けができない場合や、判別できる場合でも判別した結果が実は機能の違う器官であった場合などがある。例えば、ペニスに見えたものが肥大したクリトリスであったような場合である。そうすると、二次性徴の時期に誕生時の判定と異なった変化が顕われることにもなる。また、当人は女であることにも男であることにも違和感を覚え、自分が女であるか男であるかの明確な性自認を持っていないこともある。

セクシュアル・マイノリティの人たちが経験している問題が少しずつ指摘されはじめてはいるものの、その希望や要求はなかなか拾い上げられないままになっている。当事者たちの苦痛や不便は理解されても、従来の慣習や制度を変えることに対する強い抵抗もある。また、どういう解決策がよいかに関してもいくつもの考え方があり、一致した見解を得るのも容易ではない。

2004年に戸籍法が改正されて、性同一性障害を理由とする性別変更が認められるようになった。しかしその条件として課されたハードルは高い。二十歳以上であり、現に婚姻をしておらず、現に子がおらず、性別適合手術が済んでいること、という要件を満たさなければならない。性同一性障害の当事者の中には結婚をしている人、子どもを持つ人も少なくない。手術までは望まない人も多く、この法改正によって戸籍の変更が可能な人は一部にとどまっている。また同性愛者にとって当面の課題となっているのは、婚姻制度の改革である。同性愛者にも婚姻の権利あるいは婚姻の同等の権利を認めようというものである。この制度はオランダ、ベルギー、カナダなど数カ国で導入されている。日本では、異性のパートナーを持つ場合には婚姻に付随する扶養や相続の権利を手にすることができるが、同性のパートナーを持つ場合には、婚姻が認められないと考えられているためにそれらを得ることができない。こちらの改革は、まだ具体的には手が付けられていない。

### 3 教育の場とセクシュアル・マイノリティ

1990年代初頭に、社会教育の場を舞台にして教育におけるセクシュアリティの扱いが問われる裁判がおこった。

1990年の2月に、「動くゲイとレズビアンのかい」（通称「アカー」）という同性愛者の団体が、社会教育施設である東京都「府中青年の家」で勉強会の合宿をした。その際何人かのメンバーが他の団体から嫌がらせを受けた。アカーは「青年の家」に対して嫌がらせに対処してほしいと申し入れたが、「青年の家」所長は、「都民のコンセンサスを得られていない同性愛者の施設利用は今後お断りする」という決定をする。さらに東京都教育委員会は同年4月、「男女は別室に泊まらなければならない」という慣例（男女別室ルール）を理由に同性愛者の宿泊利用を拒否した。

この裁判をきっかけに同性愛に関する情報提供が進み、同性愛者に対する誤った情報や

イメージが修正されはじめた。約3年間の審議の末、1994年3月に第1審判決が出され、アカー側が完全勝訴した。都が控訴し、1997年9月に出された二審判決でもアカー側が勝訴した。ここで都が上告を断念、アカー勝訴で確定する。教育に関する専門職であるのなら率先して差別をなくすよう努めなければならないのに、世間が同性愛に無理解であることを理由に同性愛者に不利益を感受せよとした青年の家の職員は、批難されても仕方がないだろう。

セクシュアル・マイノリティの子どもたちに差別的なまなざしを向けたり、その存在を排除したりすることがあってはならないのはいうまでもない。しかしそうしたことに留意するだけでは問題は解決しない。なぜならば現行の学校教育が、既に、彼らを排除して組み立てられているからである。更衣や修学旅行等での入浴は、従来の男女別の方法そのままではそうした児童・生徒に対応できない。インターセックスに対する無理解で、胸の膨らんだ「男子」生徒を、男子の更衣室に入れる事態もおこる。男女別の制服が、例えば男子としての性自認を持つ性同一性障害の生徒に、強制的にスカートをはかせることになってしまう。その苦痛から不登校になるケースもある。また男女別名簿や「さん」「君」呼称が、性同一性障害の子供にはその子どもの性自認を否定するメッセージとなっている。思春期の教育の中で、異性間の恋愛感情は取り上げられても同性愛の若者たちの気持ちや悩みは無視されがちである。学校教育の中のさまざまな慣習が、セクシュアル・マイノリティの子どもたちを異端視する隠れたカリキュラムになってしまっている。

#### 4 価値観の教育

セクシュアリティを充足して生きることが大切なのは、セクシュアル・マイノリティだけではない。すべての人についていえることである。家族を恋愛結婚によってスタートさせようと考えた近代社会は、セクシュアリティの充足にとりわけ重きを置いている社会だといってよい。セクシュアリティを充足させられるかどうかで、人生の充実度が変わり、質が変わる。

大事なものは恋愛や狭い意味での性行動だけでない。セクシュアリティを形作る要素は、日常生活の隅々にまで組み込まれている。女である(ない)自分が、男である(ない)自分が、どのように人間関係を作って社会と関わるかは、その人のセクシュアリティの要素そのものなのである。

わざわざ意識することもなく、私たちは目の前の人の性別を一人一人瞬時に判断しながら行動しているだろう。目の前にいる人が3歳か60歳かで、その人の行動の意味が違って見えるように、性別によっても人は違って見えるのである。その人が女性か男性かで行動の意味が違って見えるし、自分の見られ方も自分の対応も違ってくる。言葉遣いも変わってくるだろうし、話題にしたいこととしたくないことも変わってくるだろう。好感、不快感の判断も変わってこよう。見ず知らずの人に対しても、親しい知人に対してもそうだろう。人と関わる際のこのような微細な「性の経験」の積み重ねで、日常生活が営まれているのである。

セクシュアリティを安定的に充足させるためには、様々な経験を理解して意味づける拠り所を内面化していなければならない。しかし厄介なのは、社会と調和した価値基準を内面化させようとしても、社会の側の価値基準が流動している点なのである。変動する社会

では、価値観は変わるし「女性」の生き方も「男性」の生き方も変化する。自分らしく生きることが推奨されている近代社会では、周囲にあるものをいったん疑うこともしなければならない。旧来の社会慣習が生きるためのマニュアルには必ずしもならないのである。そういう中で価値判断の基準を自力で獲得することは容易ではない。セクシュアリティの教育(=性教育)は、それを獲得するための教育なのである。

国家が私的領域に介入しないという原則に依拠して、公教育は価値観の教育に関与すべきでないと考えられてきた。価値観の教育は宗教に属することであり、家庭が行うことで、あくまでも学校教育はその補完にとどまるべきだとされたからである。しかし私的領域に介入すべきでないという原則を固持することは、今日では現実的でないだけでなく無責任を意味することにもなっている。児童虐待やDV(ドメスティック・バイオレンス)が、単なる家庭内のトラブルではなく、弱者に対する不当な権力行使の問題であり犯罪であると認識されはじめていることをみてもそれはわかる。充足させられないセクシュアリティの責任を、個人の私的な領域に負わせきれないということだ。家庭を不可侵の聖域とする見方に修正がされはじめているわけで、私的領域への不介入という原則は、ア・プリオリな正義の原則ではなくなっているのである。

公教育としての学校教育がどのように価値観の教育に関わるべきか。公私二分の原則が万能でなくなっている今、改めて問われなければならない。